活動内容(全協定共通)

集落協定名	農業生産	活動等として	て取り組むく	べき事項													
	I 必須事項(農業生産活動等)																
	1 耕作放	1 耕作放棄の防止等の活動													2 水路、農道等の 管理活動		
	① 賃借権 設定主業の 委託	② 既荒廃 農用地の 復旧	③ 既荒廃 農用地の 林地化	④ 既荒廃 農用地の 保全管理	法面管理	柵、	⑦ 限界的 農地の 林地化	(8) 簡易な 基盤整備	⑨ 担い手 の確保	⑩ 地場 農産物の 加工 ・販売	⑪ 土地改良 事業	② 自然災害を 受けている 農用地 の復旧	③ 地目変換	色その他	① 水路の 管理	② 農道の 管理	③ その他の 施設の 管理
入河内					0										0	0	
奈比賀					0										0	0	
上尾川桃ノ久	0				0										0	0	
下尾川						0		0							0	0	
大井				0		0									0	0	
栃ノ木					0										0	0	
畑山大田					0										0	0	
下久保				0		0									0	0	
長山					0										0	0	
小松原					0										0	0	

Ⅱ選択的必須事項(多面的機能を増進する活動)															
1 国土保 を高める	1 国土保全機能 を高める取組						3 自然生態系の保全に資する取組								
① 周辺林地 の下草刈	土壌流亡 に配慮	③ 棚田 オーナー 制度	等の	⑤ 体験民宿 (グリーン・ ツーリズム)	⑥ 景観作物 の作付け	魚類 ・昆虫類の	鳥類の	粗放的	堆きゅう肥	拮抗作物	⑫ 合鴨・鯉の 利用	③ 輪作の 徹底	個 緑肥作物 の作付け	⑮ その 他活動	
0															
0															
0															
0															
0															
0															
0															
0															
0															
0															

集落マスタープラン													体制整備の	
目指すべき	き将来像			将来像を実現するための活動方策										実施状況
わたり 農業生産 活動等が	② 協担なる人成 日本なる 育確保	③協参そが生工等工り能を確定加れ作産・様夫再な保をでは、直々に生所保証をはいます。	多その他	機械	価値型	③ 農業生産 条件の 強化	④ 担い手 への 農地集積	担い手 への	者等 による	地場産 農産物等	8 消費 ·出資の 呼び込み	⑨ 用え団つ で合的 が持制 を が持体	⑩ その他	集落戦略作 成の有無
0												0		0
0												0		
0												0		
0						0								
0												0		
0												0		
0												0		
0	0											0		
0												0		0
0												0		